平成２５年（フ）第２１６０号
横浜市南区六ツ川３丁目85―６　横浜パークタウンＦ棟108号室、開始決定時の住所横浜市南区六ツ川４丁目1192番地１　アール・ケープラザ東戸塚Ⅲ303号室
破産者　安田　清弘
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４号
岐阜県可児郡御嵩町中2122番地２　エリアント・ソラーレ206号、前住所岐阜県土岐市下石陶史台６丁目37番地
破産者　三浦　和彦
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第７９号
岐阜県可児市広見760番地13、前住所愛知県尾張旭市北原山町鳴湫1726番地１　パークシティ三郷壱番館1002号
破産者　三宅　恵理
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１９号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地758、旧住所徳島県阿南市西路見町堤外128番地13
破産者　大東　勢一
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２７２号
高知県南国市浜改田380番地イ
破産者　吉村　賢一
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７０号
宮崎市大字赤江1219番地６
破産者　岩佐　勝也
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４５４３号
千葉県船橋市芝山２丁目５―13―101、開始決定時の住所東京都練馬区中村３丁目11―11
破産者　西川　静夫
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７２号
東京都足立区西新井１丁目33―２―203
破産者　宮田　篤
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５０号
東京都墨田区墨田４―29―13―401、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区花川戸１丁目３番３号
破産者　合資会社原戸本店
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５２号
東京都墨田区墨田４丁目29―13―401　ベルメゾン２
破産者　原戸　孝子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７０７号
神奈川県横須賀市池上４丁目11―11
破産者　三谷　哲也
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４９号
東京都大田区中央６丁目10―８
破産者　鶴若　義宏
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７６２号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目16番５号
破産者　株式会社水上工務店
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８５号
東京都文京区小石川２丁目１番13号
破産者　株式会社ファイブクリーク
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５３号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目５－２―624、開始決定時の住所千葉県千葉市美浜区幸町１丁目１－１―111
破産者　宮田　誠二
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４３８号
東京都墨田区東向島６丁目10―16
破産者　松本　真司
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４３９号
東京都墨田区東向島６丁目10―16
破産者　松本とし子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０６号
東京都中野区中野３丁目40―33　早乙女方
破産者　早乙女静枝（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部